

聖園学園短期大学学則

令和8年4月1日

# 聖園学園短期大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 聖園学園短期大学（以下「本学」という。）は、学校法人聖園学園の経営により、カトリック精神に基づき真理を求め、人を愛して生きる人生観を基礎として、高度な教養と幼児教育者としての必要な知識と技能を授けることを目的とする。

### (目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 本学は、教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価に関する実施体制並びに方法については、別に定める。

4 本学の教育研究活動等の状況については、適宜、刊行物等への掲載、その他の方法により、広く情報の提供を図るものとする。

### (教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施するものとし、実施体制並びに方法については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人

### (修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休日

### (学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

第7条 学期は、次の2学期に分ける。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及びカトリック教会の守るべき祝日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 学校創立記念日5月30日
  - (4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
  - (5) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで
  - (6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 学長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業又は実習を行い、若しくは、臨時に休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、退学、転学及び休学

##### （入学の時期）

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

##### （入学資格）

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳以上に達した者

##### （入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、所定の期日まで提出しなければならない。

- 2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

##### （入学の選考）

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

##### （入学手続き及び入学許可）

第13条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

- 3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可

を取り消すことができる。

(転入学・再入学等)

第14条 本学の学生で、転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第15条 本学に転入学、再入学を志願する者がいるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の転入学、再入学に関する出願及び選考方法については、別に定める。

3 前項の規程により転入学、再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 病気、その他の理由によって2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気、その他の理由によって修学できないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年まで延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第5条の在学期間には含めない。

(復学)

第19条 休学の期間中に休学の理由がなくなったときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

(1) 第5条第2項の在籍期間を超えた者

(2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費の納付を怠り、督促しても納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程及び授業科目)

第21条 教育課程は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第22条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。

(単位の計算方法)

第23条 各科目の単位数は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とするものとする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第24条 単位は試験の成績、平素の学習状況等を総合評価して合格した者に与え、その評価は、S、A、B、C、Fの5段階とし、Fを不合格とする。

2 評点と評価基準は、次のとおりとする。

点 数	評 価	
100点～90点	S	合 格
89点～80点	A	
79点～70点	B	
69点～60点	C	
59点以下	F	不 合 格

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表に定めるところにより、基礎教養科目については20単位以上、専門科目については48単位以上、合計68単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第26条 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第27条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第28条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学科及び専攻名	免許状及び資格の種類
保育科	幼稚園教諭二種免許状、保育士

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則の定めるところにより、別表第1に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

3 保育士となる資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則の定めるところにより、別表第1に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業

科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて、15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学及び科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。

## 第6章 入学検定料、学費、預り金及びその他の費用

(入学検定料等の金額)

第32条 入学検定料の金額は30,000円とする。

- 2 学費の種別及び金額は次のとおりとする。

- (1) 入 学 金 280,000円
- (2) 授 業 料 660,000円
- (3) 設 備 費 174,000円
- (4) 実験実習費 60,000円

- 3 預り金及びその他の費用の種別及び金額については別に定める。

(学費の納入期)

第33条 入学金は、別に定める期日までに納入し、入学金を除く学費は、4月及び10月の2期に等分して納入しなければならない。ただし、特別事情があると認められる場合は、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の学費)

第34条 退学又は除籍の場合における学費については、その在籍した月に属する分は徴収する。

- 2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第35条 休学を許可された者又は命ぜられた者については、休学期間中の学費を免除する。ただし、学期中途の場合、当学期分の学費は納付しなければならない。

(復学の場合の学費)

第36条 学期の中途において、復学した者は、当該期分の学費を、復学した月に納入しなければならない。

(納付した入学検定料及び入学金)

第37条 一旦納付した入学検定料及び入学金は原則として返付しない。

(留年の場合の学費)

第38条 卒業年次において卒業の認定を得られず留年となった者の学費は次のとおりとする。

- 2 第25条及び第26条に定める卒業要件を満たせず留年となった者で、必要な履修科目が2科目以内又は5単位以内である者については、留年後1年以内に限り、授業料を2分の1に減免し、その他の学費は免除する。
- 3 前項の学費の納入時期は、第33条に規定する4月とする。
- 4 前項第2項に定める1年以内の履修期間終了後にさらに履修を必要とする場合は、授業料及びその他の学費は減免及び免除はしない。

## 第7章 職員組織

(教職員組織)

第39条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、学長代理又は学長代行を置くことができる。
- 4 本学は、別に定める規程により、名誉教授の称号を授けることができる。

## 第8章 教授会

(教授会)

第40条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第41条 教授会は、学長、専任教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授、専任講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

(その他)

第42条 本章の定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第43条 本学の特定授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学学則第11条及び第12条の規定を準用し、単位を与えることができる。

第44条 本学の特定授業科目の聴講を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のな

い限りにおいて教授会の議を経て、学長が聴講生として許可することがある。

第45条 他の短期大学又は大学の学生において、本学の特定授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の短期大学及び大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生には、本学学則第11条及び第12条の規定を準用し、単位をあたえることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第47条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第48条 学生が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めるときは、教授会の議を経て、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第49条 学生が大学の秩序を乱し、学則その他の規則に反し、又は学生の本分に反する行為を行ったときは、その軽重に従い、教授会の議を経て、学長が懲戒する。懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

2 次の各号の一に該当する者は、退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 図書館

第50条 本学に図書館を置く。図書館に関する事項は別に定める。

附 則

この学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和55年1月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成14年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は平成15年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、教育課程別表中教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ及び教育実習指導に関する変更を除き、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、第8条の改正を除き、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。